

1. 件名

NEDO研究開発資産管理業務の高度化に向けた検討に係る調査事業／NEDO研究開発資産保全のための包括保険付保等に係る検討調査

2. 目的

NEDOでは保有する研究開発資産の保全のため、必要に応じて損害保険（火災保険・賠償責任保険）を包括で付保し、自然災害等の不測の事態に迅速に復旧、研究再開できるような体制を構築している。

しかしながら、保険業界において火災保険部門の赤字構造改善が求められており、2026年度よりNEDOの包括保険においても一部の資産は補償内容の縮小等の見直しを行っている。一方、NEDOにおいても研究開発予算規模の拡大により保有する研究開発資産は急増しているため、保険会社の引き受けリスク等から包括保険の保険会社一社による付保が難しい状況になっている。

今後も資産の増加が見込まれ、更に高リスク資産の付保の可能性もあるため、本調査では包括保険に関する事例調査等を行った上でNEDOの包括保険の最適な補償内容と調達方法のいくつかの可能性を見出すことで、次年度以降における包括保険の付保に資するものとする。

3. 内容

上記の目的を達成するために以下の項目について調査を実施する。

調査の実施にあたっては、初期にNEDOと数回の打ち合わせを行い、NEDOが保有する研究開発資産に係る情報や依拠する法律やルール等を把握し、包括保険の調達が抱える課題やニーズからどのような調査軸が期待されているかを把握した上で、調査項目の再定義を行い、実施すること。再定義とは大枠の調査項目を変更するものではなく、把握した法令、規定、課題等を踏まえてより有用な保険付保形態の検討項目の追加見直しを行うことを想定する。

なお、各調査項目の検討・実施にあたっては、各項目の調査の細部についてNEDOと協議の上で決定することとする。

(1) NEDOの研究開発資産における最適な包括保険の補償内容の方針提案

包括保険の事例及び補償内容等の事例調査を行い、NEDOの研究開発資産においてリスクを勘案した上で最適な補償内容の方針提案を行う。なお、リスクの勘案にあたっては経済性よりもNEDOの事業継続性が担保されることを優先する。

項目(1)-1：関連機関における包括保険の事例及び補償内容等の事例調査

項目(1)-2：関連機関の資産等におけるリスクマネジメントの事例調査

項目(1)-3：NEDOの研究開発資産における最適な補償内容の方針の提案

項目(1)-4：補償内容に免責設定がある場合の運用方法の案出

(2) NEDOにおける包括保険の調達方法の案出

NEDOの研究開発資産における包括保険について関連する法令等との整合を図った上で適切に調達をするための調達方法の案出を行う。

項目(2)-1：関連機関における共同保険調達の事例調査

- 項目(2)-2：NEDOにおける共同保険調達における法令・要請・ルール等との整合性調査
- 項目(2)-3：項目(2)-2に基づくNEDOにおける包括保険の調達方法の案出
- 項目(2)-4：NEDOにおいてブローカー契約を行う場合の課題及び対応策の提示

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2026年10月31日まで

5. 調査スケジュール

本調査の概略スケジュール（予定）は以下とする。詳細は、NEDOと協議の上で決定すること。

時期	実施内容
2026年7月中旬	調査開始、スコープの再定義（NEDOからの情報提供等）
2026年7月下旬～	調査（本仕様書(1)～(2)）
2026年10月下旬	調査報告書提出

6. 報告書

提出期限：2026年10月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

その他：報告書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 調査初期にNEDOから説明する法律や依拠するルール等の情報も整理して報告書に記載すること。
- ・ 報告書に掲載した図表については、調査終了後に、NEDO側で加工し再活用することを想定し、編集可能ファイルでも提出すること。

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

(1) 必要に応じて、進捗確認を実施するものとする。

(2) 本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施者が協議の上で決定することとする。

以上